

農業次世代人材投資事業（経営開始型）交付対象者の募集について

第1 事業の内容

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農前の研修段階及び就農直後の経営確立に資する農業次世代人材投資資金、最長5年間、年間最大150万円を交付する。

第2 応募要件

本事業に応募する者は、以下の要件を全て満たすものとする。

- (1) 農業経営基盤促進法に基づく、認定新規就農者であること（青年等就農計画の認定を受けた者であること。）
- (2) 独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。
- (3) 自分で農業を経営（独立・自営）していること。
 - (ア) 農地の所有権又は利用権を交付対象者（以下、対象者）が有していること。
 - (イ) 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。
 - (ウ) 生産物や生産資材等を交付対象者の名義で出荷・取引すること。
 - (エ) 農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を交付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。
 - (オ) 対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。
- (4) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから5年以内に継承して農業経営を開始し、かつ交付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化等経営発展に向けた取組を行い、新規参入者（土地や資金を独自に調達し、新たに農業経営を開始した者をいう。）と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画等であると村長に認められること。
- (5) 今帰仁村が作成する、人・農地プランに中心となる経営体として位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
- (6) 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けておらず、また、農の雇用事業による助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。
- (7) 原則として一農ネットに加入していること（申請書類提出時の加入でも可）。
- (8) 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、当該施設について、気象災害等による被災に備えて、園芸施設共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等に加入している、又は加入することが確実と見込まれること。
- (9) 前年の世帯全体の所得が600万円以下であること。
- (10) 就農する地域における将来の農業の担い手として、地域のコミュニティへの積極的な参加に努め、地域の農業の維持・発展に向けた活動に協力する意思があること。
- (11) 平成28年4月以降に農業経営を開始した者であること。

第3 交付対象の特例

夫婦で農業経営を開始し、以下の要件を満たす場合は、夫婦合わせて年間225万円を交付します。

- (1) 家族経営協定を締結しており、夫婦が共同経営者であることが規定されていること。
- (2) 主要な経営資産（農地、農業機械、施設等）が夫婦の共有名義で所有し、又は借りていること。
- (3) 夫婦共に人・農地プランに位置づけられた者等となること。

第4 交付の停止・返還

次に掲げる事項に該当する場合は、交付対象者は交付金を月割り又は全額返還しなければなりません。

- (1) 交付要件を満たさなくなった場合。
- (2) 農業経営を中止した場合。
- (3) 農業経営を休止した場合。
- (4) 就農状況報告を行わなかった場合。
- (5) 適切な農業経営を行っていないと村が判断した場合。
- (6) 前年の世帯全体の所得が600万円を超えた場合。
- (7) 虚偽の申請等を行った場合。

第5 募集人数

若干名

※応募しても必ず交付されるものではなく、計画の内容や面接の審査により、予算の範囲内で交付対象者を決定します。

※今年度対象となった方でも、次年度以降必ず継続して受けられるものではありません。

第6 申請期間及び場所

令和3年5月6日（木） ～ 令和3年6月11日（金）

今帰仁村役場2階 経済課